

平成31年度予算概算要求の概要

～「沖縄らしい優しい社会の構築」と「民間主導の自立型経済の発展」に向けて～

沖縄振興開発金融公庫(理事長:川上好久)は、本日、平成31年度予算の概算要求書を、主務大臣を経由し財務大臣に提出しました。

当公庫は、沖縄振興の基本方向である「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」に向け、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取り組みを引き続き推進するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「まち・ひと・しごと地方創生基本方針2018」等の内容を踏まえ、平成31年度予算概算要求は、

- ① 沖縄における社会的課題の解決
- ② 沖縄経済を牽引するリーディング産業の成長支援
- ③ 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

に重点を置いた内容となっております。

平成31年度予算概算要求の概要は、次のとおりです。

1. 事業規模

(1) 事業計画 (【別紙】参照)

- ・ 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展に資するため、また、円滑な資金供給によって中小企業・小規模事業者等の経営を支援するため、事業規模は1,707億円(平成30年度当初計画比2億円増)

(2) 資金計画

- ・ 財政融資資金借入金は1,354億円、財投機関債の発行は200億円
- ・ 業務の円滑な運営に資するための補給金として4億95百万円

2. 出資金

一般会計からの出資金4億円、財政投融資特別会計からの出資金19億円、計23億円を要求

(1) 一般会計からの出資金4億円

沖縄における新事業の創出を促進するための出資財源【4億円】

(2) 財政投融資特別会計からの出資金19億円

- ① 産業基盤整備及び沖縄経済を牽引するリーディング産業の支援にかかる出資財源【15億円】
- ② 中小企業・小規模事業者の創業・新事業展開等並びに沖縄における雇用の創出及びひとり親家庭の親が行う事業を支援するための資本性ローンの融資財源【4億円】

3. 融資制度

(1) 融資制度の創設・拡充

- ① 「沖縄における社会的課題解決のための貸付利率特例(仮称)」の創設
ひとり親家庭の親等の雇用促進・雇用環境の改善・人材育成・環境保全等にかかる既存の特例制度を統合・拡充し、地域課題の解決に向けた事業者の取組みを支援
- ② 「沖縄自立型経済発展」の拡充
貸付利率の拡充により、観光・ビジネス・住民生活等における人流・物流を支える交通体系の整備を促進
- ③ 「沖縄特産品振興貸付」の拡充
貸付利率の拡充により、海外への販路拡大等の経営力強化に向けた特産品事業者の取組みを支援
- ④ 「沖縄離島振興貸付」の拡充
貸付対象の拡充により、県土の均衡ある発展及び持続可能な地域社会の形成を支援
- ⑤ 「教育資金一般貸付」の拡充
利率特例措置の拡充により、公平な教育機会の享受による人材育成を支援

(2) 既存制度の取扱期間の延長

引き続き、国や県が推進する沖縄振興策に沿った金融支援を実施するため、以下の独自制度の取扱期間について、平成 32 年 3 月 31 日までの延長を要求する。

- ① 「沖縄中小企業経営基盤強化貸付」
- ② 「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付」
- ③ 「沖縄農林漁業台風災害支援資金」

(3) 株式会社日本政策金融公庫等の要求する制度拡充のうち、当公庫の業務範囲に対応するものについては同様の措置を要求する。

以上

事業計画

(単位:億円)

	31年度 要求 ①	30年度 当初計画 ②	①-②
1 貸付	1,685	1,690	△5
産業開発資金	750	750	—
中小企業等資金	710	710	—
住宅資金	75	80	△5
農林漁業資金	60	60	—
医療資金	50	50	—
生活衛生資金	40	40	—
2 出資	22	15	7
企業等に対する出資	15	10	5
新事業創出促進出資	7	5	2
合計	1,707	1,705	2

各資金の事業規模については、次のとおり。

(1)産業開発資金

- 世界水準の観光リゾート地の形成等を支援するため、30年度当初計画と同額の750億円

(2)中小企業等資金

- 中小企業・小規模事業者等の振興及び資金繰り支援並びに沖縄の将来を担う人材の育成のため、貸付実績等を勘案し、30年度当初計画と同額の710億円

(3)住宅資金

- 沖縄における資金ニーズ及び民間金融機関の取組を勘案し、30年度当初計画から5億円減の75億円

(4)農林漁業資金

- 農林水産業の振興及び台風等の災害時等における円滑な資金供給のため、貸付実績等を勘案し、30年度当初計画と同額の60億円

(5)医療資金

- 医療施設の設備投資計画等を勘案し、30年度当初計画と同額の50億円

(6)生活衛生資金

- 生活衛生関係事業者の振興及び資金繰り支援のため、貸付実績等を勘案し、30年度当初計画と同額の40億円

(7)企業等に対する出資

- 産業基盤の整備及び沖縄経済を牽引するリーディング産業の支援にかかる当公庫への出資期待を勘案し、30年度当初計画から5億円増の15億円

(8)新事業創出促進出資

- 沖縄における新たな事業の創出を促進するため、30年度当初計画から2億円増の7億円

お問い合わせ先



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

企画調査部業務企画課

TEL 098(941)1740

総務部企画調整課

TEL 03(3581)3242

① 「沖縄における社会的課題解決のための貸付利率特例(仮称)」の創設

貸付条件	対象となる資金	特例対象	特例制度の内容
	産業開発資金 中小企業資金 生業資金 生活衛生資金 農林漁業資金 医療資金 住宅資金	左記貸付制度の適用を受ける者のうち、次に該当するもの(住宅資金については(4)のみ) (1) ひとり親等の雇用促進等に積極的に取り組む者 (2) 働き方改革や生産性向上、人材育成等に積極的に取り組む者 (3) 貸付後概ね1年以内に雇用の拡大を図るもの (4) 赤土の流出防止に努めるもの	沖縄の持続的な発展や社会的課題の解決に積極的に取り組み、左記の特例対象者に該当する場合は、各貸付制度の本来適用される利率から、取組状況に応じた利率を控除する。

② 「沖縄自立型経済発展貸付」の拡充

貸付条件	資金名	改定事項	拡充の対象	改定内容
	産業開発資金	貸付利率の拡充	地理的特性を踏まえた交通体系の整備事業	左記の事業に必要な設備資金の貸付利率を最優遇金利(政策金利Ⅲ)とする。 (現行の貸付利率) 政策金利Ⅰ(離島における事業、新規参入事業及びバリアフリー事業については、政策金利Ⅱ) ※産業開発資金の利率体系 :基準金利、政策金利Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ

③ 「沖縄特産品振興貸付」の拡充

貸付条件	資金名	改定事項	拡充の対象	改定内容
	中小企業資金 生業資金	貸付利率の拡充	沖縄の地域資源や沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造・販売等を行う者のうち、次に該当する者 (1) 海外市場への販路拡大又は商品開発・生産・販売の共同化等に取り組む者 (2) 債務負担が重く、経営改善に迫られており、経営革新等支援機関または沖縄公庫による経営指導を受け、事業計画書を策定する者	左記の者が必要とする運転資金を特別利率の適用対象とし、(1)に該当する場合は特別利率②、(2)に該当する場合は特別利率①(民間金融機関と協調融資を行う場合は特別利率②)とする。 ※中小企業資金・生業資金の利率体系 :基準利率、特別利率①、同②、同③

④ 「沖縄離島振興貸付」の拡充

	資金名	改定事項	拡充の対象	改定内容
貸付条件	中小企業資金 生業資金	貸付対象の拡充	北部過疎地域(国頭村、大宜味村、東村、本部町)において、産業の振興及び経済の活性化に資する者	貸付制度の名称を「沖縄離島・北部過疎地域振興貸付(仮称)」へ改称し、左記に該当する者を貸付対象に追加する。 (貸付利率) 基準利率 ただし、雇用の拡大が見込まれる整備資金は特別利率③、売上増加又はコスト低減の取組みを行うことにより収益性の向上が見込まれる者に対する整備資金及び運転資金は特別利率②

⑤ 「教育一般資金貸付」の拡充

	資金名	改定事項	拡充の対象	改定内容
貸付条件	教育資金	貸付利率特例措置の限度額の拡充	教育資金の貸付を受ける者のうち、次に該当する者 (1) 沖縄県内の離島に住所を有する者 (2) 母子家庭、父子家庭、年収 200 万円以下世帯又は扶養する子等の数が 3 人以上の者であって年収 500 万円以下世帯で、かつ、沖縄県内の離島に住所を有する者 (3) 所得が一定以下で、かつ、沖縄県内の離島に住所を有する者 (4) 母子家庭の母又は父子家庭の父のための者	特例措置の限度額(150 万円)を撤廃し、教育一般資金貸付の限度額である 350 万円(海外留学資金を利用する場合は 450 万円)まで、特例措置の適用対象とする。 (現行の貸付利率) (1)に該当する場合 基準利率-0.9% 限度額を超える部分は基準利率 (2)~(4)に該当する場合 基準利率-1.3% 限度額を超える部分は基準利率-0.4%